

公益財団法人全日本柔道連盟 認証柔道衣等の規格検査手続きに関する規準

1. 目 的

この要領は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「全柔連」という。）主催大会において適用する柔道衣規格の検査およびその手続き等について定める。

2. 検 査

柔道衣規格の検査は、全柔連が定める「認証柔道衣等の製造に関する規則」に基づき、全柔連が指定した検査機関において行う。

3. 指定検査機関

一般財団法人 日本繊維製品品質技術センター（略称 QTEC（キューテック））

〒108-0023 東京都港区芝浦3-13-16

TEL:03-5439-8022 FAX:03-5439-8027

4. 検査申請手順

（1）申 請

- 1) 柔道衣製造業者は、検査を受けようとする柔道衣（上衣、下穿）および帯について、所定の申請様式により、全柔連に対し申請する。（柔道衣および帯の製品モデル名および製品番号を明記のこと。）

（2）検査許可

- 1) 全柔連は、上記申請による柔道衣製造業者からの申請を受理した場合、その申請書の写しを指定検査機関に送付し、指定検査機関における検査受入の可否について確認を行う。
- 2) 指定検査機関から検査受入可の確認ができ次第、全柔連はその旨を柔道衣製造業者に通知する。

（3）検査用サンプル品の送付および検査料の支払い

- 1) 全柔連から指定検査機関の検査受入可の通知を受けた柔道衣製造業者は、以下の検査用サンプル品を全柔連および指定検査機関にそれぞれ送付する。

① 180cm サイズの柔道衣1着（上衣、下穿）

② 上衣刺し子部分の反物（生地）

サイズは長さ1.5m、幅は反物の幅

③ 黒帯1本（長さ約2m50cm～3m）

★白帯も合わせて検査を受けたい場合は、同長さの白帯1本

※ 全柔連に対しては、②上衣刺し子部分の反物（生地）は不要。

全柔連に送付された検査用サンプル品については、全柔連が受領した時点で、所有権が柔道衣製造業者から全柔連に移転するものとし、返還しない。検査の可否にかかわらず全柔連は検査用サンプル品を5年間保管するものとし、保管期間経過後、全柔連の判断により柔道普及の目的等のために競技者、競技団体に寄贈、その他の処分をすることができる。

- 2) 柔道衣製造業者は、3週間以内に、指定検査機関の定めた検査手数料を指定検査機関に支払う。

〈検査手数料〉 2021年2月15日現在

① 上衣1枚につき	100,000円	(消費税別)
② 下穿1枚につき	50,000円	(消費税別)
③ 帯1本につき	35,000円	(消費税別)

- 2) 指定検査機関は、柔道衣製造業者から送付された検査用サンプル品と検査手数料の支払いを確認後、検査を実施する。

- 3) 検査方法は、JIS規格に則り、所定の検査項目について検査が行われる。

(4) 検査結果の通知

- 1) 指定検査機関は、検査結果を全柔連に通知する。
- 2) 全柔連は、柔道衣製造業者に対し、申請から3ヶ月以内に検査結果を通知するとともに、規格適合証を発行する。

(5) 登録

- 1) 全柔連は、検査に合格した柔道衣および帯を、規格適合品として登録し、ホームページ等で公開するものとする。

以上

(付則)

1. 平成22年12月制定、施行。
2. 本規準は、「公益財団法人全日本柔道連盟 柔道衣および帯の認証等に関する規程」を補充するものであり、改廃は専務理事の決裁を経て行う。
3. 令和3年2月22日一部改訂して施行する。